

## 第12回自治基本条例策定検討町民会議記録（第1グループ）

メンバー 町民会議：三津橋英実、古屋寛子、我孫子洋昌（欠席：今井宏）

職員 P：（欠席：堀北主幹、斉藤主査）

事務局：長岡主幹、羽場主任

### 検討事項

#### 審議会等委員の公募について（素案 - 第11条）

- ・「審議会、審査会、委員会」の違いが具体的にわかると良い。
- ・「その他の附属機関」「これに類するもの」 どのようなものが定義と具体例があると良い。
- ・「全部又は一部を公募」 特定の人「有識者等」を選ばなければならない事もある。
- ・審議会委員等を委嘱されている人が重複している。
- ・重複しないよう、いろいろな人が協力できるような文言があればいいのでは。
- ・町から、積極的に町民に呼びかける、働きかける文言があっても良いのでは。
- ・再任のしほり「回数と2回として」という文言があっても良いのでは。  
審議会等の性格にもよるのでは。
- ・審議会内容を公表するという文言が、各審議会条例に無いのであれば、公表するという文言があっても良いのでは。
- ・民意を求める場合は公募によるが、誰でも良いというわけではなく審査があれば良いのでは。  
町政参加に制限をかける事になるのでは。 公募が多く来た場合は選考する。

#### 地域自治活動について（素案 - 第12条）

- ・「町民参加の推進」の章に入れるべきか。 性格上この章は、町政に町民が参加していくという章なので別に章を設けた方が良い。
- ・「自治活動を推進するため」の解決法が「地域担当職員」であるというのは疑問。  
参加しやすくするため、地域担当職員を置くという文言だと良いのでは。
- ・自治活動は、町民の役割。
- ・「地域担当職員」という方向性を示すべきか疑問。

#### 町民投票制度について（素案 - 第13条）

- ・住民投票条例については、「非常設型」で詳細は個別条例で定める方法が良い。

## 第12回自治基本条例策定検討町民会議記録（第2グループ）

町民委員～川島里美、小日向昭（欠席～小倉龍生）

職員 P～武田主幹（欠席～今井主査、高橋主査）

事務局～田村主査、蓑島主事

### 【第10条 町民参加の方法及び時期】

（審議会）

- ・審議会の開催は日中が多い、委員が決まった人間になってしまう。

（説明会）

- ・「説明会」は必ず実施するのか。
- ・決定したものについてはお知らせしなければならない。必要ではあるが、「町民参加」の部分では無いかもしれない。

（意見交換会）

- ・町民も議論に慣れていない。議論するには、同じレベルの知識も必要。
- ・地域への意識が低い人間と話しても意味がない。
- ・施設などを建てる場合、意見交換会を通してから審議会とかになるのか？何かあれば必ずやるのか？

（アンケート）

- ・何でもアンケートという時間がかかる。
- ・年次で恒常的にやる方法もある。
- ・出した意見がその後どうなったのか結果がわからない。
- ・今後はその結果を見せていかなければならない。
- ・その中で住民と行政の相互信頼が生まれる。
  
- ・参加の方法は行政からの提案か？町民からの提案はできないのか？
- ・そういった項目もあって良いと思う。
- ・どれを選択するかはケースによると思う。
- ・色々組み合わせることにより、素晴らしい意見が出てくると思う。
- ・緊急的なものは除き、多少決定まで時間がかかっても良い。
- ・長く使うものなどは、ある程度時間をかけた方が良い。
- ・行政の単年度主義の問題もある。
- ・単年度主義により無駄も多いのでは？
- ・行政評価が機能すれば仕組みは出来上がる。そこにどう繋げていくか。
- ・選択方法について何か規定があっても良いのでは？
- ・条例に読み込むのは難しい。
- ・町民参加の選択方法は別に定める。出席委員で確認

### 【第11条 審議会等委員の公募】

- ・公募は良いと思う。それだけ自治に参加しようという人がいること。ただ、同じ人ばかりになる場合も考えられるのでは？
- ・比率を決めることはできる。
- ・その時々によって公募するのかわを決めるのか？
- ・必ずおこなうことにはならないか？
- ・委員全部の場合もあるのか？
- ・可能性はある。
- ・常設の町民委員会があっても良いと思う。

### 【第12条 地域自治活動】

- ・だれに（条文中）「支援」をおこなうのか？
- ・公区など色々なケースが考えられる。
- ・地域担当制、一生懸命やる所は良くなるが、あまり出来ない所は不公平感が出てくるのでは？
- ・担当職員は積極的に聞く姿勢が必要。
- ・担当職員には、どんな時に入ってきて欲しいか？
- ・小さな問題で近所とぶつかることがある。当人同士だと感情的になるので、そういった時や、忘れた頃に来るとダメ、不在時の担当職員への連絡票とかはあるのか？
- ・せっかく班があるのだから、それを利用して、定期的に集まる場所を設け、小さい単位で担当職員が入っていかないと、たくさんの人の話を聞けないと思う。
- ・担当職員は直ぐ身近に感じる人、地域住民の意識をコミュニケーションを取りながら変えていける人が必要。
- ・担当する地域住民とどれだけ接することができるか、職員から積極的に入っていく必要がある、住民からは乗ってこない。
- ・苦情処理ではなくて、住民、職員が同じ立場で取り組んでいくことが大切だと思う。
- ・継続性や地域性を考えると最低何年かは同一職員でいて欲しい。
- ・課長職も入るのか？実施するにあたりアンケート取ってみては？
- ・地域担当職員含め、自治活動の支援はこの章では無く別で定める。 出席委員で確認

## 第12回自治基本条例策定検討町民会議記録（第3グループ）

メンバー 町民会議：押田志穂、西村和樹（欠席：濱下伸一郎）

職員 P：栗原主査、市田主査、大野主任

事務局：総務課長、木原主査

### 第9条について

#### <第1項>

- ・第2号の「行政評価」は、他の表現より具体的になっているが、もう少し広い表現の方がいいのではないのか。
- ・第4号の「重大な影響」は、どういったものが「重大」に該当するのか。
- ・「重大な」というのは削除してもいいと思う。
- ・第3号の「町民の権利を制限する」ものとは、例えばどういったものなのか。
- ・補助金の条例は、町民の権利を制限する条例に該当する。
- ・第1項は抽象的な表現ではなく、もう少しはっきりうたった方がいいのではないのか。
- ・第1号から第5号までの詳細が必要ではないのか。
- ・個別に規定してうたう方法もある。

#### <第2項>

- ・第1号から第4号までの表現があいまいで、どういったものが該当するのか分からない。
- ・第1項をしっかり定めていれば、第2項は必要ないのではないのか。
- ・除外規定は、条例のパターンとして必要。
- ・除外規定を適用した場合は、町民に対してなぜ意見を求めなかったのかの理由を公表する必要がある。そうしなければ透明性が確保できない。

#### <第3項>

- ・前回の会議で、他のグループから第1項第6号としてうたってはどうかという意見が出ていたが、その辺はどうなのか。
- ・基本的にはどんなことも町民の意見を聞くということを第3項でうたっている。
- ・号にするより項でうたった方が重みがあると思う。

### 第10条について

- ・パブリックコメントはどういったものか町民は分からない。
- ・カタカナ語をやめて言い換えると、「パブリックコメント＝意見提出手続き」、「アンケート＝意向調査」となる。
- ・「意見提出手続き」の方が分かりやすいのではないのか。

### 第11条について

- ・「公募に適さない」というのはどういったものか。
- ・防災会議みたいなものが該当する。

### 第12条について

- ・これは参加の章には馴染まないのので、別の章でうたった方がいいのではないのか。